

## *Overview*

# **Foreign Direct Investment for Development: Maximising Benefits, Minimising Costs**

**Japanese version**

Overviews are translated excerpts of OECD publications.  
They are available free of charge on the Online bookshop ([www.oecd.org](http://www.oecd.org)).

This Overview is not an official OECD translation.



**ORGANISATION FOR ECONOMIC CO-OPERATION AND DEVELOPMENT**

外国直接投資（FDI）は、投資国、被投資国の双方に恩恵をもたらす、オープンで効果的な国際経済システムに欠かせない役割を果たすとともに、開発を促進する主要因となる。しかしながらその恩恵は、国、セクター、地域コミュニティ全体に自動的に平等に行き渡るものではない。多くの開発途上国にとって、FDI を呼び込めるかどうか、投資からの恩恵を開発に十分に生かせるかどうかは、国家政策と国際投資環境にかかっている。解決しなければならない課題のほとんどは被投資国側の問題であり、被投資国では広範にわたる効果的で透明性の高い投資政策を策定し、それらの政策を実践する人的、組織的能力を整える必要に迫られている。

OECD 加盟国からの FDI の流れを通じて、先進国はこの課題の解決に貢献できる。開発途上国に対して国際市場や技術への扉を開き、より一般的に開発のための政策の一貫性を確立するといったことが可能だ。具体的には、政府の海外開発援助（ODA）を利用して公共投資・民間投資プロジェクトを梃入れする、OECD 非加盟国に対して一定の国際ルールに基づいた枠組み内での投資を働きかける、OECD の「多国籍企業 ガイドライン」をはじめ、「国際投資に関する宣言」および「コーポレート・ガバナンスの原則」の原理を積極的に広める、投資受け入れ態勢を強化するために OECD の相互レビュー方式を非加盟国にも広める、といった方策が含まれる。

## 開発のための外国直接投資

### 概要と結論

本研究は、外国企業の進出がもたらす恩恵の最大化に焦点をあてている。

開発途上国および新興移行経済諸国にとって、外国直接投資（FDI）は経済開発、近代化、所得増加、雇用の源としてますます重要性を高めており、既に多くの国が FDI 制度を自由化し、投資を誘致するためのその他の政策を策定している。成果の度合いは異なるものの、これらの諸国は、国内政策をどのように追求するのが最善か、国内への外国企業の進出による恩恵を最大化するにはどうすべきかという問題に取り組んでいる。本研究「開発のための外国直接投資」は、FDI がマクロ経済成長とその他の福利向上プロセスに及ぼす全般的影響、および FDI が恩恵をもたらすしくみに焦点をあて、第二点目の問題を検証するものである。

開発途上国の経済に対して FDI が及ぼす全般的影響については、多くのことが実証されている。被投資国に適切な政策があり基本的レベルに開発が進んでいれば、FDI を通じて技術が波及し、人的資本の形成が促され、国際貿易の統合が進み、一層競争が活発化したビジネス環境が創り出され、企業が発展することが多くの研究によって結論づけられている。これらはすべて、さらなる経済成長を導き、開発途上国の貧困問題を軽減する最も効果的な手段として機能する。さらに FDI は、厳密な経済上の恩恵をもたらすだけでなく、例えばより「クリーンな」技術の移転や、より大きな社会的責任を担う企業方針によって、被投資国の環境や社会の状況も改善する可能性がある。

また、コストについて調査し、コスト削減の方策を提案している。

本書では、FDI が開発にもたらすプラスの効果だけをとらえるのではなく、被投資国の経済および経済以外の様々な側面に対する不利益への懸念についても触れる。本書で「コスト」と呼ばれるこれら不利益の多くは、ほぼ間違いなく被投資国の国内政策の不備が原因となっている。そしてこうした不備が容易に是正できない場合、深刻な問題が生じ得る。潜在的な不利益については、実証的研究において必ずしも十分に検証されているわけではない。しかし過去の事例によると、コストには、利益が投資国に還流する際における国際収支の悪化

(ただし、流入する FDI によって相殺されることが多い)、地域コミュニティーとの良好な関係の欠如、また、特に FDI が資源採掘や重産業関連の場合に環境に与え得る悪影響、開発途上国における急激な商業化による社会的混乱、国内市場の競争への影響等が含まれる。さらに、被投資国の政府当局者のなかには、国際企業への依存度が高まることを、政治的主権喪失の表れと考える者もいる。もし被投資国が、現時点での経済発展状況では FDI を通じて移転される技術やノウハウを活用できる体制が整備されていないのであれば、期待される恩恵は得られなくなる可能性がある。

## I. 現状

FDI は、1999 年と 2000 年に過去最高を記録し、その後減少している。

FDI の規模は 1991 年から 2000 年まで毎年記録的な伸びを見せたが、2001 年に減少した。2000 年の世界の投資流入総額は 1 兆 3000 億米ドルに達し、5 年前の水準の 4 倍となった。投資の流入先の 80% 以上、流出元の 90% 以上が、「先進国」である。表 1 は OECD 加盟国の対外投資の内訳を示すものである。

表 1 OECD 加盟国の対外投資：地域別内訳

	投資総額 (単位：100 万米ドル)				総額に占める割合 (%)			
	1985	1990	1995	2000	1985	1990	1995	2000
世界合計	61,277	235,836	335,194	1,068,786	100	100	100	100
うち								
OECD 加盟国	42,055	189,166	263,716	904,349	68.6	80.2	79.7	84.6
OECD 非加盟国	19,222	46,670	71,437	137,747	31.4	19.8	21.3	12.9
うち								
アフリカ	404	195	3,100	7,267	0.7	0.1	0.9	0.7
アジア*	2,171	12,650	25,106	29,494	3.5	5.4	7.5	2.8
ヨーロッパ*	8	408	3,570	14,026	0.0	0.2	1.1	1.3
ラテンアメリカおよびカリブ海諸国*	9,101	18,948	23,632	68,374	14.9	8.0	7.1	6.4
中近東	212	1,056	1,936	1,571	0.3	0.4	0.6	0.1
非分配	7,325	13,413	14,093	17,015	12.0	5.7	4.2	1.6

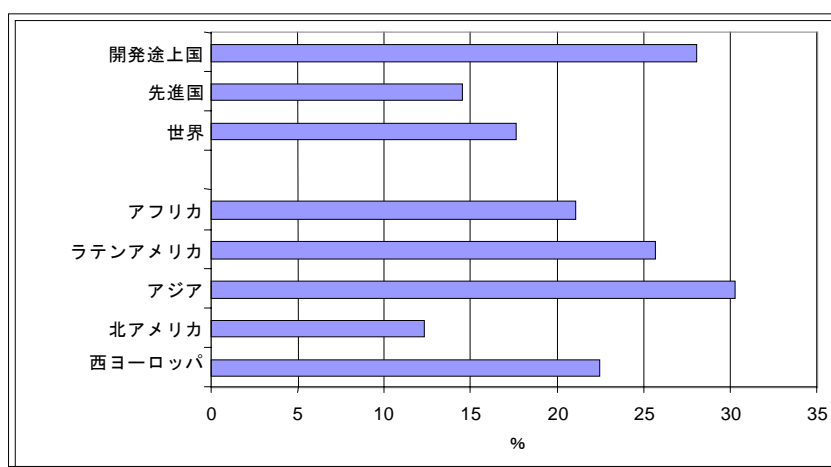
\*OECD 加盟国を除く

出典：OECD International Direct Investment Statistics

投資先は大半が先進国となっているが、開発途上国も十分な経済効果をもたらす程の投資を受けている。

開発途上国向けの FDI は限られた金額であり、しかもその投資先は非常に偏っている。OECD 加盟国から非加盟国に流入する FDI の 3 分の 2 は、アジアとラテンアメリカ諸国に対するものである。地域内では数カ国（例えばアジアの場合は中国とシンガポール）への集中が見られる。とはいえ、FDI 流入は多くの開発途上国にとってかなりの金額になっている。国によっては、国内経済規模との比較で、主要 OECD 諸国を上回るレベルの FDI を記録している（図 1）。また、開発途上国に対する現在の FDI の実績は、政府開発援助の実績をはるかに上回っており、このことは、経済開発を後押しする重要な要素として FDI を認識し奨励していく必要性を裏付けている。アフリカ諸国は明らかに、FDI の誘致に問題を抱えているが、それについては、コラム 1 で簡単に説明する。

図 1 2000 年の FDI 流入実績（対 GDP 比）



開発途上国への FDI は、多くが自然資源に対する投資となっている。

近年に、企業の合併買収 (M&A) を通じての FDI の割合が増加している。この背景には、欧米企業間で相次いだ大西洋をまたぐ合併買収、1990 年代に多くの国で実施された大規模な民営化プログラムがある。しかし、開発途上国では直接投資家による投資の対象の殆どが依然として天然資源であり、それに次いで多いのが民営化関連の投資である。

## コラム1 アフリカ諸国に対する FDI

南アフリカ共和国を除くアフリカは 2000 年に全体で 82 億米ドルの FDI を受けたと推定されている。これは同年フィンランドに投じられた額とほぼ同等で、世界の FDI 増額のわずか 0.6% に過ぎない。アフリカ諸国が外国からの投資を引きつけられない理由を探る研究が最近何件か行われた。

過去数十年間、アフリカ諸国への FDI を動機付けたのは主としてアフリカが持つ天然資源であった（例えば、ナイジェリアとアンゴラの石油産業に対する投資）、また、国内経済の規模もある程度の動機付けとなった。FDI を誘致できない理由は、アフリカ大陸全体に共通する対 GDP 比民間投資の低さと同じところに起因している可能性が高い。アフリカに対する投資は非常に高いリターンを生む潜在性がある一方で、それを相殺して余りある資本損失のリスク（さらに高い税率の問題もある）があるという点が、様々な研究によりその原因として指摘されている。リスク要因に関して言えば、特に三つのリスクが関係しているというのが現在のアナリストの共通した見解だ。その三つとは、マクロ経済が不安定であること、契約の拘束力が弱いこと、そして、武力紛争による物理的な破壊である<sup>1</sup>。二点目のリスクは、外国に在住する投資家にとっては特に投資意欲を消沈させる理由となり得る。外国に在住する投資家は一般に、透明性の高い司法制度が存在しないところで進められる非公式な合意とそれに基づいた事業遂行のネットワークから疎外されることが多いためだ。

また最近の研究では、FDI を妨げるこれ以外の要因があることも報告されている。それは国内経済政策の持続性の問題、公共サービスの質の低さ、貿易体制が閉鎖的であること<sup>2</sup>等である。FDI に対する障害がそれほど大きくないと思われる国や地域ですら、投資家は成り行きをうかがう姿勢に傾いているようだ。FDI（特に天然資源に対する投資）は後戻りが利かないという重大な側面を持っており、このため、いったん投資家が高リスクだと判断した場合、投資を誘引する強力な材料がない限り投資家の意思決定は先送りされるだろう<sup>3</sup>。こうした問題は、民主主義やその他の政治的正当性の未確立が政府の制度を急変させる可能性のある国ではより深刻なものになる。また、地域貿易の統合に向けた効果的な取り組みが行われていないことが、一要因として挙げられている<sup>4</sup>。このため、国内市場の規模は小さいままで、その拡大のペースは緩慢であった（縮小したケースもあった）。

こうした状況下でも、数カ国は明らかに国内ビジネス環境の整備を強みとして、FDI の誘致に成功してきた。モザンビーク、ナミビア、セネガル、マリといった国では、1990 年代後半に比較的好ましい投資環境が整備された国として認識されるようになった<sup>5</sup>。その背景には主として、貿易自由化を推進する政策、民営化プログラムの開始、投資規制の近代化、FDI に関する国際協定の採択、広範な経済効果がある優先度の高いプロジェクトの開発、そして、これらの改善点を投資家に伝えるための積極的な広報活動などがあった。

1. E. Hernández-Catá (2000), “Raising Growth and Investment in Sub-Saharan Africa: What Can Be Done?”, IMF Policy Discussion Paper, PDP/00/4.
2. See, for example, D. Dollar and W. Easterly (1998), “The Search for the Key: Aid, Investment and Policies in Africa”, World Bank Working Paper.
3. L. Serván (1996), “Irreversibility, Uncertainty and Private Investment: Analytical Issues and Some Lessons for Africa”, World Bank Working Paper.
4. N. Odenthal (2001), “FDI in Sub-Saharan Africa”, Technical Paper No. 173, OECD Development Centre.
5. J. Morisset (2000), “Foreign Direct Investment in Africa: Policies also Matter”, World Bank Working Paper.

## II. FDI と経済成長

FDIには、実際の投資による初期のマクロ経済効果に加え、被投資国の全要素生産性や、より全般的には、被投資国でのリソースの利用効率を向上させることで経済成長を促進するという効果がある。こうした効果は主に三つのルートを通して発生する。それは即ち、FDIと外国貿易との間の繋がり、被投資国のビジネス・セクターへの波及効果やその他の外部性、そして被投資国の構造的要素への直接的影響である。

FDIが被投資国の経済成長に「付加的な」貢献をすることは、広く認識されている。しかし、その効果の度合いは、あまり明らかにされていない。

FDIは、被投資国の要素生産性向上と所得成長を促し、その効果は国内投資が通常もたらす同様の効果よりも高いことが実証的研究の殆どで結論づけられている。しかし、その効果の度合いを測ることは難しい。特に多額のFDIが開発途上国に流入すると、しばしば関連のない要因によって高い経済成長が起きるためだ。また自国投資の部分的な「クラウドディング・アウト」のために、FDIのプラス効果が抑えられているとの主張もあるが、その真偽のほどは明らかでない。クラウドディング・アウトの証拠を報告した研究があった一方で、FDIは自国投資の増加に一役買っていると結論づけた研究もあった。しかし、例えば「クラウドディング・アウト」が実際に起こっているとしても、FDIが実質的にプラス効果を生んでいることは確かだ。FDIの代わりに自国投資を行うと、他に目的で投資されるべき乏しい国内資本が放出されてしまうことになるからである。

教育および技術水準が低く、金融市場が脆弱な後発開発途上国では、FDIの恩恵が現れにくい。

後発開発途上国では、FDIが経済成長に与える効果はいくらか低くなっている。これは「発端となる外部性」が欠けているためと考えられている。外国資本の参入による恩恵を開発途上国が享受するには、教育、技術、インフラ、医療保健が一定のレベルに発達している必要があることは明らかである。また、金融市場が不完全あるいは未整備であっても、外国投資の恩恵は十分に行き渡らないだろう。脆弱な金融市場の影響を受けやすいのは、多国籍企業(MNE)よりも国内企業である。それは金融資源の欠乏に欠乏につながることもあり、その結果外国資本の進出によって生じるビジネスチャンスが国内企業が捕えられなくなる。対外債務を増やすことなく国内資本ストックを増加させるうえで、FDIは有効な手段である。さらに、外国の投資家が実際のインフラや金融セクターに参加する(適切な規制の枠組みの対象になるが)ことは、効率性の改善に役立つ。

### a) 貿易と投資

これまでの検証によると、FDIが被投資国の国際貿易に与える影響は国や産業セクターによって大きく異なる。しかし、FDIと貿易の関係は、輸出入に対する直接的な投資の影響だけでなくより広義にとらえる必要がある、というコンセンサスが形成されつつある。FDIが開発途上国に与える貿易面の利益は、被投資国が世界経済に長期的により密接に組み込まれるということである。そして、そのプロセスにおいては輸出と輸入の伸びが期待できる。言い換えれば、貿易と投資は、国際的な経済活動を活発化させる、相互に増強し合う手段であるという認識が高まっている。しかし、被投資国の政府当局は、経常収支が逼迫している時には特に、FDIが貿易に及ぼす短中期的な影響を考慮する必要がある。また時には、外国資本企業が親会社との間で行う取引が自国の外貨準備高を減少させるかどうかという問題にも直面する。

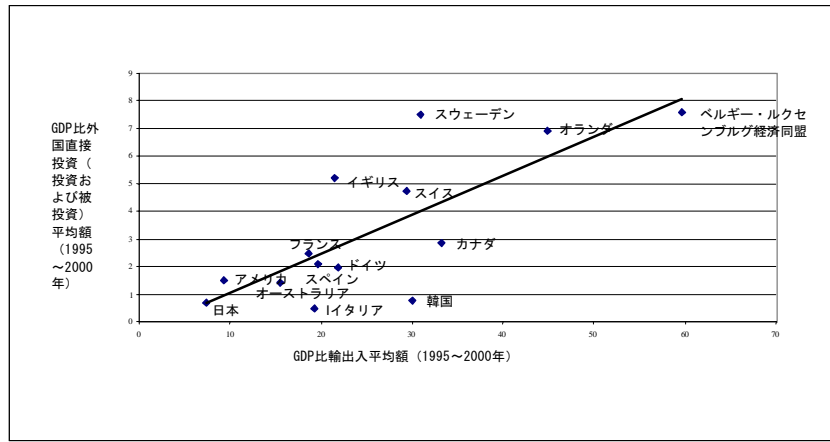
FDIは一般に、国際貿易への統合と歩調を合わせる形で行われる。

国が発展し工業国と位置付けられるようになるにつれて、FDIの流入は、国際貿易の流れを生み出すとともに活性化させ、世界経済への統合を進める(開かれた貿易と投資の関係は図2に示されている)。ここでは明らかに幾つかの要

そこでは、垂直統合の進行、国境を超えた流通ネットワークの確立が認められることがある。

素が作用する。その例として、関連企業の国際ネットワーク構築と強化、そして MNE の流通、販売、マーケティング戦略における海外子会社の重要性向上等が挙げられる。いずれの場合も重要な政策的結論が得られる。それは、開発途上国の FDI 誘致能力は、進出企業がその後どの程度輸出入活動を行えるかという点に大きく影響されるということである。これが意味するのは、投資誘致を目指す国が FDI の恩恵を得るためには、国際貿易への門戸開放を戦略の中心に据える必要があるということ、更には、投資国が開発途上国からの輸入を制限すれば開発途上国の FDI 誘致能力を著しく阻害することになるということである。被投資国では、地域貿易の自由化と統合に向けた政策を進めて当該市場の規模を拡大することで FDI を誘致する戦略をとることができるだろう。

図 2 開かれた貿易と FDI の関係



FDI が輸出の発展に貢献できるかどうかは、状況により異なる。輸出加工区となることは、世界貿易により深く参加する上で足がかりとなるが、それにはコストが伴う。

短・中期的に輸出を拡大する手段として被投資国が FDI を活かせるかどうかは、状況による。FDI の輸出拡大効果が最も顕著に現れるのは、財政が逼迫していた被投資国が、投資を受けることにより自国の資源（鉱物採集への外国投資）あるいは立地（移行経済諸国への投資）を活かせる場合だ。FDI の恩恵を利用して、被投資国の経済を国際貿易の流れに密接に統合するための特別措置、中でも特に輸出加工区（EPZ）を設立する措置が、高い関心を集めるようになっている。多くの場合こうした措置は、開発途上国の輸出ならびに輸入の拡大に貢献している。しかし、その国内経済への恩恵によって、輸出加工区の維持にかかる国庫負担、自国企業と外国企業との間に不平等な競争条件が生じるリスク、国際入札競争が激化するリスクといった弊害が正当化されるかどうかは確かでない。

一般に、FDI は輸入代替戦略の手段として適切ではない。

開発途上国において FDI の流入が輸入代替として機能するという見方は、近年の研究では支持されていない。FDI はむしろ輸入拡大につながる事が多く、地元企業が進出してきた MNE の下請業者としての技術を獲得するにつれて徐々に輸入が減少する。

b) 技術移転

経済文献によると、外国企業が進出先の開発途上国にプラスの外部性をもたらす最も重要な経路は技術移転である。MNE は先進諸国にとって企業研究開発（R&D）活動の最も重要な源となっており、一般的に開発途上国よりも高いレベルの技術を有している。従って、MNE によって大規模な技術普及がもたらされる

可能性がある。しかし、MNE が技術普及を後押しするかどうか、またその程度については状況やセクターによっても異なる。

技術移転、特に垂直方向のものは、MNE 進出がもたらす重要な側面である。

技術の移転と拡散は、相互に関係した四つの経路を通しておこる。それは、被投資国内のサプライヤーまたは購買業者との垂直関係、同業種内での競争や補完といった水平関係、熟練労働者の移動、そして R&D の国際化である。最も強く一貫したプラスの波及効果が生じるのは垂直関係のケース、特に開発途上国の地元サプライヤーへの「退行」関係である。MNE は一般に、サプライヤー側の品質を向上させるために、技術支援、研修、その他の情報を提供している。また、多くの MNE は、地元サプライヤーが原材料や中間財の購入ならびに生産施設の近代化やアップグレードをする際に、支援を行っている。

一方、水平方向の関係の重要性については、評価が分かっている。

水平方向の波及効果について信頼性の高い実証を得るのは困難である。MNE の開発途上国への進出は、研究者が容易に把握できない影響を地元の市場構造にもたらすからである。水平方向の波及効果に関する研究は比較的少なく、それらが示す結果は様々である。その理由の一つには、外国企業が直接的に競合する企業へのノウハウの波及を避ける努力をしていることが挙げられる。最近の研究によると、関連性のないセクターの企業間でおきる水平方向の波及効果の方が重要であり、その効果は総じて長期的である。

経済成長への効果は、外国企業がもたらす技術の「適切さ」と、被投資国側の基本的技術レベルによる。

ただし、移転される技術の適切さも関係してくる。技術移転が外部性を生じるには、技術が最初に移転される企業だけでなく、被投資国のビジネス・セクター全体にとっても適切なものでなければならない。また、被投資国のビジネス・セクターの技術レベルも非常に重要である。研究によると、生産性向上に対して FDI が自国の投資よりも大きなプラス効果をもたらすためには、国内企業と外国投資家の間の「技術ギャップ」は比較的小さいものでなければならない。重大な相違が見られる、あるいは、被投資国の技術の絶対的レベルが低い場合は、地元企業は MNE を通して外国技術を吸収できないだろう（それによって、技術ギャップは長期的には当然ながら縮小すると見られる）。

### c) 人的資本の強化

開発途上国の人的資本に対する FDI の主な影響は間接的なものであり、それは MNE の努力の結果というよりはむしろ、人的資本の強化によって FDI を誘致しようとする政府の政策の結果として生じているようである。MNE の子会社に雇用された者は、そこで提供される研修や OJT を通じて資質を高めることができる。MNE の子会社は、サプライヤー等の取り引きがある他社の人的資本強化にも好影響をもたらす得る。このような人的資本の強化は更に、労働者の転職、あるいは起業家としての独立といった効果につながる。このように、人的資本育成の問題はより広範な開発問題と密接に関係している。

人的資本は、投資可能な環境整備において不可欠な役割を果たす。特に重要なのは、ある程度の教育水準を達成することである。

FDI を可能にする環境整備において、一般教育および他の特有な人的資本に対する投資は最も重要である。一定の教育水準を達成することは、FDI を誘致する能力、また、進出してきた外国企業からの人的資本の波及効果を最大化する能力にとって重要である。最低限求められる教育水準は産業間で異なり、被投資国の投資可能な環境のその他の特質によっても違う。教育だけで外国の投資家にとって魅力的な国にすることは難しい。進出してきた外国企業と被投資国との間に大きな「知識ギャップ」がある場合は、顕著な波及効果は得られないだろう。しかし、過去の例によると、人的資本に乏しい国でも一世代後にはそ



のレベルを世界標準まで上げることが可能である。

基本的な労働基準は、常に尊重されるべきである。

この他に投資可能な環境の重要な要素としては、被投資国の労働基準が挙げられる。政府当局が差別や虐待対策を実施することで、従業員が人的資本を高める機会が確立し、その意欲も高まる。労働者に一定の保証と社会的認知が確保されている労働市場は柔軟性に富んでおり、それは人的資本に基づいた経済戦略を成功させる上で鍵となる。そうした市場では、OECD 加盟国に本社を置く MNE は事業を行いやすく、自国の基準を適用し、人的資本育成に貢献できる。この意味で非常に重要なのは、国内政策を ILO 基準に沿ったものにするることである。また、目標達成のためには、より広範に、OECD の「国際投資および MNE に関する宣言」を支持するという戦略もある。同宣言は「多国籍企業ガイドライン」の原則の受け入れを促進するものである。

被投資国における一般教育は不可欠である。外国企業子会社による人的資本の強化は、それを補足するものとして有益である。

MNE 進出によって人的資本の強化に恩恵がもたらされることは、共通認識となっているが、その影響は一般的な（公的）教育に比べれば小さい。FDI による研修は、一般教育によるスキル向上を補うものであり、それにとって代わるものではない。しかしながら、MNE 進出は有益なデモンストレーション効果を生じ得る。それは、MNE の熟練労働者に対する需要によって、被投資国当局は必要とされているスキルを早期に知ることができるからである。政府当局の課題は、時機を逃すことなくこうした需要に応えると同時に、特定の企業だけでなく一般に有益な教育を提供することである。

それは、MNE が地元企業よりも多くの研修機会を提供していることが多いからである。

実証や過去の事例によると、国やセクターによってかなりの違いはあるものの、一般に MNE は国内企業よりも多くの人的資本の研修や育成の機会を提供している。しかし一方で、こうした人的資本が被投資国の他の分野にも波及しているかどうかは、見極めるのが難しい。労働市場の柔軟性を高め、起業家精神を奨励する政策は、とりわけそうした波及効果を強化するのに役立つ。

技術移転や教育面での実績は、相互に強化し合う関係にあり、このことは政策立案者達による協調的なアプローチが必要であることを意味する。

人的資本の水準と波及効果は、技術移転と密接に関係している。特に、技術的に進んでいるセクターや被投資国では、人的資本の波及効果が生じる可能性が高く、また人的資本の水準が高い国では技術の普及がより容易である。これが意味するのは、技術および人的資本の波及効果を得るための取り組みは、技術や教育の向上に向けた政策が合同で実施されてこそ、有効であるということである。

#### d) 競争

FDI と MNE 進出は、被投資国市場の競争に多大な影響を及ぼし得る。外国企業の参入によって、国内競争が活性化されて経済成長が促され、最終的には生産性向上、価格低下、効率的資源分配につながる可能性がある。しかし、MNE 進出は被投資国市場の集中度を高め、競争を阻害する可能性もある。このリスクは、次の要因のいずれによっても悪化する。それらは、被投資国の市場が地理的に複数に分かれている、参入障壁が高い、被投資国が小国である、参入企業が国際市場で重要な位置を占めている、被投資国の競争法が弱い、実施が徹底しないということである。

M&A や企業の協調戦略を受けて、市場集中度は高まっている。

世界の市場集中度は、地球規模の企業再編をもたらした 1990 年代前半来の M&A ブームによって急速に高まった。また同時に、企業間の戦略的提携が劇的に増加したことにより、独立した企業間の関わり方も変化した。提携は一般に、効率を高めて直接競争を抑えると考えられているが、それを確実に証明するものはない。また、民営化の波も多くの FDI を引き付けた（主に開発途上国と新興国において）。これも競争に重大な影響をもたらした。

それは特に開発途上国で顕著である。

実証的研究によると、FDI が被投資国の市場集中度に影響を与えるとすれば、それは先進国よりも開発途上国の方が顕著である。これは、MNE が開発途上国に進出すると非競争状態につながるとする懸念を生んでいる。MNE が先進国に進出したケースでは、被投資国の既存企業の生産性が高まった事例が数多く報告されているが、開発途上国については同様の事例は数が少ない。そうした波及効果が確認された被投資国では、市場競争が活発なほど波及の度合いや範囲が大きい。

しかし、多くの場合、競争への懸念が直ちに高まるほどではない。

しかし、市場集中度の高まりが競争にもたらす直接的影響があるとしても、それは被投資国やセクターによって異なると見られている。競争への影響が深刻に懸念されるほど地球的な市場集中度が高い産業は比較的少ない。特にその関連市場が世界規模である場合にはほとんど例がない。また適切に定められた市場では、集中度が高まっても競争の妨げとはならないこともある。例えば、参入および撤退の障壁が低い市場、買い手が高価格から身を護れる程度に優位を保っている市場などが挙げられる。

反競争的な商慣習の横行を防ぐための戦略には、国際貿易の自由化に加え、国内競争を保護する規制の強化と実践が含まれる。

生産性の低い国内企業に取って代わる存在として、好業績を上げている外国企業が入ってくるのは経済的には好ましいが、健全な競争を保護するための政策が前提として実施されていなければならない。この目標を達成するには、被投資国の国際貿易に対する開放度を増すことで「関連市場」を拡大させるのが最善策とされている。さらに、効率を高めるための国内の競争関連法や、それらの監督機関は、弱者が市場から撤退することで反競争的な影響が出る可能性を最小限に留めるよう機能する。企業合併を検討し、独占の可能性を評価する際は、競合企業を保護するのではなく競争を保護することに重点が置かれるべきである。現代の競争政策は、経済の効率化と消費者の保護に重点が置かれている。この重点から外れたアプローチは、競争政策を消費者に長期的な恩恵をもたらさない産業政策に弱体化させる可能性がある。

## e) 企業の発展

FDIは、被投資国における企業の発展を大幅に促進する潜在性を持っている。対象企業に及ぼす直接効果としては、買収側 MNE 内での相乗効果の創出、対象企業内での効率化とコスト削減努力の開始、新しい事業活動の開発などが挙げられる。また、デモンストレーション効果や、技術や人的資本の波及効果につながる影響力が生まれたりすることで、関連性のない企業でも効率化が進む可能性がある。MNE に買収された企業が経済効率の点で目覚ましい改善を遂げた事例も報告されている。こうした効果の度合いは、国や産業セクターによって異なるものの、最も顕著な改善例は、スケールメリットのある産業において多く見られている。こうした産業セクターでは一般に、個人企業が大きな企業体に取り込まれることで、大きな効率性の改善が生じるという結果が出ている。

企業買収は一般に、企業経営とコーポレート・ガバナンスの改善をもたらす。その変化は、外国企業の長所と地元企業の長所のバランスを取るものでなければならない。

外国資本が絡む買収は、企業経営やコーポレート・ガバナンスに変革をもたらす。一般に、MNE は、買収した企業に対して独自の企業理念、内部報告制度、情報公開原則を課すことが多く（ただし、子会社から学ぶという事例も報告されている）、外国から管理者が多数送り込まれることも多い。外国の企業経営慣習が被投資国の経営慣習よりも優れている場合は、これらの変革により企業の経営効率が飛躍的に向上する可能性が高いことが、実証的研究で明らかにされている。ただし、これらの子会社で経営資産とみなされるその国特有の能力がある場合には、MNE は地域特性を生かした経営と外国の経営のバランスを取る最適策を探る必要がある。

公共事業の民営化プロジェクトにおける外国企業の参加は、プラス効果を生み出してきた。ただし、経営の効率化を達成するための措置は、政治的議論を巻き起こすこともある。

政府事業の民営化に外国企業が参加するケースは、特別な重要性を持っている。過渡期にある東欧、中欧の経済地域を中心とする数々の事例は、概ね好結果を出しており、民営化に MNE が参加することで、買収された企業の経営効率はほぼ間違いなく向上してきた。しかし、効率化のため、短期的にかなりの人員削減が行われることも多いため、政治的な議論を生み出したのも事実だ。さらに、過渡期にある経済地域の民営化プロジェクトにおいて FDI が高く評価されるという事実は、国内の戦略的な投資家が十分な財源を持っていないという現実の表れと考えることもできる。国内の個人投資家が公共事業の民営化に参画した数少ない事例でも、やはり効率化の大幅な改善が起こっている。

開発途上国における公益事業の民営化は、時として、競争保護の点において問題を引き起こしてきた。

公益事業の民営化は、しばしば非常に微妙な問題をはらむ。これらの事業はその市場において、あるいは少なくとも地域経済のそのセグメントにおいて、独占的な力を持っていることが多いためだ。民営化の第一の最善策は、民営化に市場開放策を伴わせ、より活発な競争に結び付けることだと考えられている。しかし、民営化に先駆けて事業体の再編が十分に進まなかった場合は、民営化後の一定期間に限って競争を排除することを地方政府当局が約束し、外国投資を呼び込むこともある。こうしたケースでは、国内の独立規制監督機関に強力な権限が与えられなければならない。

政府当局は、企業の発展と再編に向けた戦略における手段として、FDIを利用する動機を持っている。

全体として、FDIが企業の再編に対して及ぼす影響は、最近の事例を見る限り、過度に良好な結果に終わっている。これは投資家が投資先を選ぶ際、効率化に成功する確率が高い企業を選んでいるためである。しかし、外国の投資家が、事業の効率化と新しいビジネスチャンスの実現に対する能力あるいは意欲において国内の投資家と差がある限り、政策という観点からは影響は少ない。国内産業セクターの経済効率改善を目指す政府当局は、企業の再編を助ける手段として、FDIを奨励する動機を持ち続けるためだ。

### III. FDIと環境および社会面での懸念

FDIは、被投資国の経済に対し、社会、環境面での恩恵をもたらす可能性を持っている。それは、MNEがもたらす好ましい商習慣や技術の拡散を通じて、また、その結果として起こる国内企業への波及効果を通じて達成される。しかし一方で、外国企業が自国内では認可されなくなった生産物を「輸出」するためにFDIを利用する、というリスクもある。このような場合、特に、被投資国の政府当局がFDIの誘致に躍起になっていると、規制基準を緩和したり凍結したりするリスクも伴う可能性がある。ただしこうしたリスクが現実化した実証的証拠は、ほとんど報告されていない。

FDIは、環境面で恩恵をもたらす強力な潜在力を持っている。ただし、その責任は、被投資国の政府当局にかかっている。

FDIが環境に与える直接的な影響は、概ね好ましい結果となっている。少なくとも、被投資国に適切な環境政策がある限りはプラス効果を生んでいる。しかし、産業やセクターによっては、マイナス効果を生じた事例も報告されている。重要なのは、FDIの流入がもたらす環境面での恩恵を十二分に享受するには、地元側に環境上の慣行に対する適度な受け入れ態勢がなければならず、それはつまり、被投資国の企業に、より幅広い意味での技術力がなければならないことを意味する。

一般にMNEは、より「クリーン」で近代的な技術を有している。

FDIに伴って開発途上国に移転される技術は、その地域で使用されている技術に比べ近代的で「クリーン」な場合が多い。また、模倣、雇用の国内移転、サプライチェーン要求によって全般的な環境改善が導かれている被投資国では、好ましい外部効果が観察されている。しかしながら、MNEが自国の環境基準では不適切と見なされるようになった機器を開発途上国の関係会社に移転するという例も見られている。質の悪い技術を使用することは、企業の利得にはつながらないことが多く、こうした例はFDIに伴う環境リスクを示している。

MNEが被投資国の環境基準緩和を強要しているという見方を裏付ける検証結果は、ほとんど報告されていない。

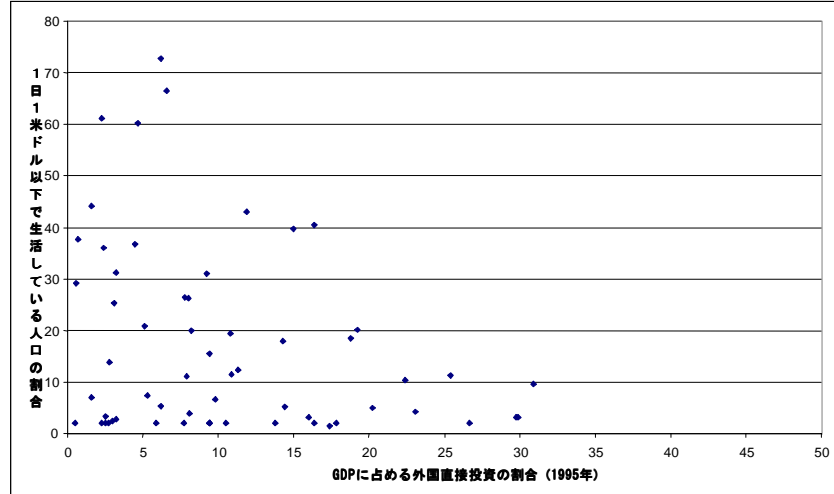
FDIを誘致しようとする政策立案者の努力によって、「汚染天国」や「最低への競争」が生まれるという見方を裏付ける実証的研究は、今までのところほとんど報告されていない。しかし、「規制凍結」の可能性を否定するに足る反論材料がないのも事実だ。見たところ、環境基準を満たすためにかかるコストは極めて小さいため（一方、環境基準を遵守したがる企業という評判が広まることによって企業が被るコストは計り知れないため）、ほとんどのMNEは環境基準にかかわらず、生産を開発途上国で行っている。この議論は、MNEが操業している他の国の裕福さと環境に対する意識の高さが裏付けよう。

FDIは、貧困を軽減する手段として機能し、社会面での問題解決を助けることがある。

FDIが社会面で及ぼす影響については、実証的研究は十分と言うにはほど遠い。しかし、全体として、外国投資が貧困問題の軽減と社会情勢の改善を助けるという見解は支持されている（図3参照）。FDIが経済成長に及ぼす全般的な影響は不可欠なものだ。一般に、開発途上国で所得水準が向上する際は、最貧層の人々に対してもそれ相当の恩恵が届くことが、研究の結果、報告されている。貧困問題の軽減について言えば、FDIは、労働集約的な産業を発展させる手段として実施された場合に、より多くの恩恵をもたらす可能性がある。ま

たその際、MNE は国内労働法および国際的な労働基準に準拠することが条件となる。

図3 FDIと貧困（開発途上国 60カ国）



ほとんどのMNEは、社会的一体性と労働基準の改善を押し進めることに関心を寄せている。ただし、国や産業セクターによっては、逆の影響を及ぼしている事例も報告されている。

開発途上国に外国企業が入ってくることで、中核的労働基準といった基本的な社会的価値観が崩壊する、という見方を裏付ける証拠はほとんどない。実証的研究の結果、むしろFDIと労働者の権利の間には好ましい関係性があることが分かっている。場合によっては、労働基準の低さがFDIを思い止まらせる材料になることもある。投資家が世界的なイメージダウンを懸念し、被投資国の社会不安を恐れるためだ。しかし、特定の状況下では問題が起こることもある。例えば、数多くの開発途上国において輸出加工区の役割が重要視されることによって、基本的な社会的価値観の尊重が失われるという懸念が指摘されている。

#### IV. 結論：恩恵とコスト

今回の研究から導き出せる主な政策結論は、FDI が経済的恩恵をもたらすことは事実である一方で、それらの恩恵は自動的に起こらないということだ。外国企業の参入がもたらす恩恵を最大限に活かすには、ビジネスを可能にする健全な環境が不可欠である。それにより、国内および国外からの投資が奨励され、技術革新やスキルの改善に対するインセンティブが提供され、競争力のある企業風土が生まれる。

FDI からどれだけ恩恵を受けられるかは、適切な枠組みを築こうとする被投資国側の努力次第で変わってくる。

FDI は、それだけで自動的に恩恵をもたらすものではない。そして、その恩恵の度合いは、被投資国とその状況によって変わってくる。FDI の恩恵を十分に引き出せないでいる開発途上国は、一般的な教育レベルや保健衛生レベルに問題があったり地元企業の技術レベルが十分でなかったりするほか、通商が十分に開放されていない、競争が不活発である、規制の枠組みが不適切であるといった問題を抱えている。逆に、技術、教育、インフラ整備が一定レベルに達している開発途上国では、他の要素が同じである場合、外国企業の市場参入からより多くの恩恵を享受している。

ただし、開発が遅れた国でも、乏しい財源を補完する手段として FDI を利用することで、恩恵を受けることはできる。

ただし、外国企業の参入からプラスの外部性を生じさせるほど経済が発展していない国でも、国際資本への限定的なアクセスを通じて FDI の恩恵を享受することはできる。金融規制が緩和されれば、被投資国は、FDI を通じて高度成長を遂げられるようになる。成長の速度は、通常、総固定資本形成の速度が速いほど成長速度は高まる。財源をあまり持たない経済地域における FDI の経済効果は、最終的に被投資国の政府当局が策定する政策に大きく左右される。経済を支える産業セクター構成も、重要な役割を果たす。開発途上国では一般にサービスセクターの開発が遅れており、この分野に FDI を呼び込むのは難しい一方で、自然資源に恵まれた国の採掘産業や一定レベルの人的資本がある国の製造業などは、外国投資の助けを借りることで有利に開発を進めることができる。

FDI がもたらす経済変化は、被投資国の流通および雇用システムにおいて悪影響をもたらすこともある。いずれの分野の問題も一時的なものであるが、適切な政策対応がなされなければ影響は長引き、悪化する恐れもある。

FDI は、すでに紹介した潜在的リスクのほかにも、ミクロ面での問題を引き起こす可能性がある。例えば、企業の発展と生産性の向上に対して FDI が及ぼす全般的影響は、ほぼ常にプラス効果である半面、被投資国に流通変革をもたらす、産業再編のノイズを生じさせるという側面もある。変化が起これば、それに対応するための調整コストが発生するため、恩恵を期待できない社会グループからは反対運動が起こる。被投資国の社会構造が硬直化していると、変化に伴うコストはさらに高くなる。特に、労働市場が変化に迅速に対応できず、再編によって影響を受けた労働者が新しい機会を得られない場合、そのコストは決して無視できるものではない。一般に、柔軟性を高めるための適切な措置が取られ、マクロ経済が安定し、適切な法規制の枠組みが導入されている状況において、コストは最小限に抑えられる。これらを実現する責任が被投資国の政府当局にあるのは確かだが、投資国や MNE、国際機関も重要な貢献者になり得る。

FDIは、被投資国の経済に内在する強みと弱みを刺激する触媒として機能し、長所と短所の両方を表面化させる。

法規制、競争保護、環境基準などにかかわる国内的枠組みが弱いか、もしくはその強制力が弱ければ、莫大な資金力を誇る外国企業が参入しても経済開発を十分に助けられない場合がある。ただし、OECD加盟国に本社を置くMNEが参入したことで、（特に金融分野において）産業水準が向上した例は報告されている。経済構造と法規制構造が産業にとって健全な環境を作り出していれば、強力な外国企業の参入は被投資国の当該産業セクターを刺激する結果につながる。そうした刺激は競争や縦方向の関係構築のほか、デモンストレーション効果などを通じて起こる。FDIは、被投資国の企業環境が抱える強みと弱みの両方を刺激する触媒と言える。「無法地帯」の問題を悪化させることもある一方で、より健全な産業風土と好ましい統治が存在する国では、その長所を伸ばす結果を生む。この事はすでに説明したとおり、被投資国（および投資国）が、法規制面をはじめ産業セクターの発展を可能にする様々な枠組みの改善努力を行わなければならない点をさらに強調する。

国の開発計画は、FDIを基盤として策定されるべきではない。FDIは、国内努力を補完する貴重な財源として見なされるべきであって、経済成長を支える主要な力と見なされるべきではない。

最後に、FDIは政府開発援助と同様、貧困に苦しむ国の開発問題を解決する主要な力とはなり得ない。開発途上国の国内総資本に占めるFDIの平均割合は15%前後となっている。つまり、FDIは国内で形成される固定資本を補完する貴重な財源ではあるが、主要な財源ではない。投資のための資金を国内で調達できない国は、FDIの恩恵を受けるのも難しい。同様に、FDIは人的資本形成、最新技術の移転、企業再編、競争活性化などを劇的に進展させる可能性がある一方で、教育水準向上、インフラへの投資、国内産業セクターの健全性改善に基本的に努力するのは、被投資国の政府当局の仕事である。MNEの子会社はそうした努力を補完する力を持っているほか、外国の政府機関や国際機関も、例えば受容力の構築措置などを通じて、支援することはできる。しかし、関係国家当局による時機を得た適切な政策行動こそが、FDIの豊かな効果を引き出す主要因である。

## V. 政策への提言

FDIからの恩恵を十二分に享受するには、政策が重要である。外国人投資家の意思決定を左右する要因は、大きく次の3つに分けられる。まず、個々のプロジェクトから利益が期待できるかどうか、次に、投資先の国で事業展開する子会社が、投資家の世界戦略に統合しやすいかどうか、最後に、被投資国に質の高い受け入れ環境があるかどうかだ。第1の要因である予想される利益を左右する重要なパラメーターのいくつか（例えば、地域市場の規模や地理的条件など）は、概して政策立案者が影響を及ぼせる範疇のものではない。さらに、多くの場合、開発途上国における個々の投資案件が生み出す利益は、開発途上国以外での利益と少なくとも同水準に達している。しかし、第2、第3の要因については先進国の方が恵まれた条件にあり、開発途上国は、政策行動を通して追いつかなければならない。被投資国のインフラ整備、世界貿易システムへの統合、関連する国内市場の発展といった要因はいずれも、優先すべき重要課題である。

### a) 被投資国の政府当局が直面する課題

FDIのための健全な政策と、国内企業開発のための政策は、概ね似通っている。

FDIを誘致し、外国企業の参入から恩恵を受けるために被投資国が策定すべき健全な政策は、生産的な国内投資のためのリソース活用政策と概ね似通っている。「モンテレイ宣言」に述べられているように、多くの場合、自立的開発の基礎となるのは国内リソースである。国内のビジネス環境整備は、国内リソースを活用するだけでなく、国際投資を呼び込み、効果的に利用する上でも、非常に重要な役割を果たす。

政策は大きく3つのカテゴリーに分けられる。

1点目は、マクロ経済の安定化と財政介入策の改善である。

2点目は、FDIを誘引する環境作りである。

OECD加盟国とその他の国の経験が示すように、被投資国の政府当局が実践できる措置は3つに分けられる。第1は、全般的なマクロ経済と制度的枠組みを改善すること、第2は、FDIの流入を助ける規制環境を構築すること、第3は、外国企業の参入がもたらし得る恩恵を十分実現できるよう、インフラ、技術、人的資本のレベルを向上することだ。

1点目は、被投資国の経済および統治活動のあらゆる局面が投資環境を左右するという事実である。政策立案者の究極的な目標は、マクロ経済をできる限り安定させ、制度的予見性を高めることでなければならない。具体的には、次の3点の提言が、広く指示される場所となっている（ただし、マクロ経済と財政環境整備は、本報告書が扱う主要テーマではない）。

- ・高度経済成長の維持、雇用拡大、物価の安定、持続可能な対外収支を目標とする健全なマクロ経済政策を追求すること。
- ・中期的な財政目標の策定、効率的で社会的に公正な税制の導入、公共セクターによる慎重な債務管理を奨励すること。
- ・国内の金融システムを強化し、国内の財源を引き出すことによって外国投資を補完補強すること。なかでも優先課題とされるのは、資本市場と金融機関を発展させることによって、貯蓄を奨励し、長期的な信用を効率的に提供することである。これにより、全般的な財政難が軽減されるとともに、外国企業の活動に伴って生じるビジネスチャンスが地元企業が捕らえられるようになる。この過程では、多国間で合意された金融基準の段階的導入も求められる。

FDIを呼び込むための幅広い環境作りは、ダイナミックで競争性の高い国内のビジネス環境作りとほぼ同じ最善慣行を必要とする。法による統治、透明性の原則（被投資国の規制措置と産業界を司る商習慣の両面において）、そして無差別は、外国企業を誘致し国内におけるその恩恵を得る上で、重要な鍵を握る。投資家が投資先の国の状況にある程度理解しない限り、FDIは実現しにくい。また、透明性が欠如していれば、不正取引や非倫理的な商いが横行する結果となり、結果的に被投資国のビジネス環境を弱体化させる（コラム2）。この点を理解した上で、被投資国の政府当局は次の措置を実行する必要がある。

- ・法の原則と望ましい統治の統合努力を強化すること。これには、腐敗を撲滅するための政策を強化すること、ダイナミックで効率的に機能する産業セクターを育むための政策および規制（例えば、競争、財務報告、知的財産権保護に関する）の枠組みを改善することなどが含まれる。こうした政策が策定されれば透明性は高まり、FDIの環境は向上する。非公式に行われている経済活動の多くを明るみに出すことで、投資先としての魅力を高めるという2次的な効果が生まれる。
- ・国際貿易に対する開放度を高め、国内の民間セクターが世界経済に全面的に参加できるようにすること。この措置は、産業セクターの競争活性化と同時に進められなければならない。2つのアプローチが合体することで国内および国際市場の開放がさらに進み、市場集中度の高まりというマイナス効果に対するセーフガードも伴うようになる。また、国際および地域内の貿易障壁が排除されれば、その貿易当事国では「関連市場」が拡大し、FDIをさらに



誘致しやすくなる。

- ・国内法で無差別原則を謳い、政府および行政組織のあらゆるレベルで実行するための措置を導入すること。このための効果的な手段として OECD の「国際投資に関する宣言」を利用できる。同宣言は 1976 年に採択され、無差別原則の重要性を確立した。リソース分配のための競争と経済成長を維持するためにも、外国からの参入者が政府によって差別されることなく競争でき、また、既存の企業が外国企業に対して甚だしく不利な立場に立たされない環境を整えることは不可欠である。

## コラム 2 被投資国の透明性

FDI を実現させる環境作りには様々な要素が関係している。そのなかでも政策によって影響を受けやすい要素はいくつかあるが、透明性は明らかに最も重要な要素となっている。「投資家にとっての魅力」が薄いと思われる国でも、確固とした法的枠組みがあるという理由だけで企業は投資に積極的に出ることが、複数のケーススタディの結果分かっている。法的枠組みがあることによって、企業は事業を展開する上で、その環境についてある程度合理的な明瞭さを期待できると考えるためだ。逆に、投資誘致策があろうとも、透明性が一定レベルを下回りビジネス条件が余りに見えにくくなると、関心を示す投資家は事実上ゼロになる。また透明性に関連して、被投資国の社会的な一体性と安定性も重要な要因となっている。この 2 点が欠けていると投資家のリスク評価は大幅に高くなり、外国企業の間ではイメージダウンの可能性に対する懸念が強まることもある。

透明性に対するニーズは、被投資国の政府当局による行動だけでなく、より幅広いビジネス環境に関係している。FDI は撤退が比較的難しいため、立法措置や規制の徹底において不確実さがあると大きな障害となり、リスク・プレミアムを高めるとともに、差別的な扱いを受けることに対する懸念も高まる。被投資国のビジネス環境が不透明であれば、情報取得のためのコストが嵩んで企業のエネルギーを地代搾取的な方向へ向かわせるうえ、腐敗などのあからさまな犯罪行為を増やす可能性もある。これは、被投資国の該当ビジネス・セクターが負う害悪ではあるが、地元の情報から阻害される外部からの参入者にとって、より大きな支障として働くことは明らかだ。

高いレベルの透明性を達成するために被投資国の政府当局と企業が払わなければならないコストは、決して少額ではないが、不透明な国内のビジネス環境を野放しにしておくことで、国内投資と外国投資を誘引できなくなる場合の莫大なコストと比較して考える必要がある。投資国の政府機関や国際組織は、受け入れ態勢を構築するための措置を通じて、被投資国の政府当局を助けることができる。

FDI が入ることによって、ビジネス環境の透明性が高まることも多い。外国企業が進出したことで、政府の政策行動が明らかになり、企業の透明性を高め、腐敗撲滅に貢献した事例も報告されている。また、OECD の「外国公務員への贈賄の防止に関する条約」や「国際投資に関する宣言」「多国籍企業ガイドライン」といった一般に合意されている基準を MNE に適用することで、投資国の政府当局は被投資国内で企業が負う社会責任の基準を高めることができる。

3点目は、関連インフラの改善である。

国内経済に外国企業が入ってくることで生じる恩恵を最大限活かすには、国内の産業能力、技術、インフラが十分に開発されていなければならない。それにより被投資国では、外国企業が生み出す波及効果を十分に利用できるようになる。このため、被投資国の政府当局は、投資によるコストと恩恵のバランスと国内経済の開発状況を見極めたうえで、次の措置を取る必要がある。

- ・関連する物理的インフラと技術インフラを、整備および改善すること。これらインフラの存在は、MNEを誘致するために不可欠なばかりでなく、外国企業がもたらす技術を国内企業が取り入れて自社の生産工程に統合するとともに、被投資国経済全体に拡散するためにも欠かせない条件となる。インフラ・セクターに対する外国からの投資を受け入れ、政府開発援助を通じてそれらの投資を梃入れすることで、インフラ整備の努力は一層実を結ぶ可能性がある。
- ・基本的教育の普及が開発に与える影響の重要性を認識し、国内労働人口の基本的教育レベルを高めること。また、基本教育を超える特殊技能研修は、個別の外国企業の短期的で限定的なニーズを満たすために実施されるのではなく、被投資国の既存の能力を基盤としなければならない。健康な労働人口の形成も不可欠で、これには基本的な保健衛生インフラの整備（例えば、清潔な水の供給など）が必要となる。
- ・国際的に認められた労働基準を導入すること。児童労働撲滅、職場の差別撤廃、集団交渉権の確立などを目指す努力は、労働者の権利にとって重要である上、スキル向上や労働意欲向上の手段としても機能し、結果的に、高い基準に則って経営されているMNEとの関係を強めることにつながる。また、高い基準に準拠している国際投資の誘致を目指す国にとって、環境面および社会面で健全な枠組みを築くことは、ますます重要性を高めている。
- ・外国からの投資家に対して達成要件を課すことの影響を、慎重に検討すること。FDIを呼び込むために付与するインセンティブとの釣り合いをとるために必要だとして達成要件を正当化することより、インセンティブのあり方自体を再検討する必要があるかもしれない。また、更に高いクオリティーのFDIを誘致するにあたっては、こうした条件がマイナスに作用する可能性があることも認識しなければならない。

## b) 投資国の政府当局が直面する課題

投資国の政府当局は、被投資国の努力を助けることができる。

開発のためのFDIがもたらす恩恵を最大限に得るには、被投資国の政府当局が様々な政策調整を行わなければならない。しかしMNEの母国、ひいては、より広義に先進国側全体でも、自国の国家政策が開発途上国に与える影響を見直す必要がある。すでに述べてきた通り、国際貿易の統合が進み、技術が浸透することから生まれるFDIの恩恵は、先進国の政策によって大きく左右される。

例えば、国際貿易制度を開放すること。

今以上に貿易が自由化されれば、世界経済はますます開発が進むだろう。そして、その恩恵は、先進国と開発途上国の双方に及ぶ。特にFDIにおいては、先進国側の貿易政策の重要性は高い。FDIが成功するかどうかは、関連する企業間でその後行われる貿易にかかっているためだ。先進国への輸入を制限する目的で導入された貿易障壁や助成制度は、現在、開発途上国にコストを課す結果

を招いている（その負担は、開発国に対する援助よりも大きい）。先進国の政府当局は開発途上国が外国投資誘致能力を高めるために、これらの貿易障壁や助成制度を減らすように努め、最終的には完全に撤廃することが望ましい。

また、開発途上国への技術移転を奨励すること。

また、投資国の政府当局は、被投資国への技術移転に影響し得る技術政策を評価する必要がある。被投資国の技術的なニーズを MNE が考慮するよう、先進国の政府当局が奨励することでプラス効果が生まれる。OECD の「多国籍企業ガイドライン」には、企業は「知的財産権を保護しながら、技術とノウハウの移転と迅速な拡散を許可する」方針を採用すべきだと明記されている。そして、このガイドラインへの支持を表明した国は、その理念の普及に努めることが義務づけられている。後発開発途上国の開発援助に関して投資国の政府が果たすべき役割は、WTO の「貿易関連知的財産権協定（TRIPS 協定）」第 66 条第 2 項で、次のように確認されている。

「先進諸国は、後発開発途上国が健全で競争力のある技術基盤を築けるようにするために、これらの国への技術移転を促進および奨励する目的で、自国内の企業や団体に対してインセンティブを提供しなければならない。」

そして、FDI の誘致に関する自国の政策を見直すこと。

先進国と開発途上国が同じ投資案件で競合することは少ない。それを認識した上で、先進国は FDI の誘致に関する自国の助成措置が開発途上国の FDI 誘致能力にどのような影響を与え得るか、常に注意を払うべきである。

さらに、FDI と政府開発援助の相乗効果を利用すること。

このほかに可能な方法としては、FDI と ODA の相乗効果を高めることが挙げられる。後発開発途上国の中には、FDI の不足を補う唯一の手段が ODA になっている国もある。しかし、目標を慎重に選定したうえで開発援助を行うことによって、FDI の流入を増やし、貯蓄と投資を増やす好循環を生み出せることが過去の事例から明らかになっている。ODA は、開発途上国の制度や政策を強化し、発展させるのに利用できる。これにより、国内貯蓄を奨励するとともに、国内および外国投資を誘引し、経済成長を支える環境が築かれる。投資国、被投資国の中には、すでにこの路線に沿って政策を展開している国もある。ODA 資金はまた、投資家が投資の意思決定を行う上で重視する領域を強化する目的でも利用できる。とりわけ、本書ですでに述べてきたような措置を被投資国が実現する際の援助などが挙げられる。開発途上国における物理的インフラ、人的資本、保健衛生状態の改善努力などはすべて、この範疇に含まれる。また ODA は、社会的一体性を強化することで、FDI にとっての開発途上国の魅力を高めることもできる。

## 6. The OECD Declaration and Decisions on International Investment and Multinational Enterprises, Annex I, section VII.2.

### c) MNE の役割

MNE にも果たすべき責任がある。

民間セクター（特に外国の投資家）は、経済成長を牽引し、維持可能な開発目標を達成するうえで重要な役割を担う。それゆえに、民間企業が取る行動とコーポレート・ガバナンスのあり方は、FDI がもたらす恩恵を経済開発のために最大化する上で重要である。OECD 加盟国は責任ある企業の行動を促すため、これまでにいくつかのプロジェクトを発足させてきた。その中の一つが「多国

籍企業ガイドライン」だ。

その責任は、例えば、OECDの「多国籍企業ガイドライン」に明記されている。

OECDの「国際投資と多国籍企業に関する宣言」に謳われた内国民待遇やその他の諸原則に沿う形で、責任ある企業行動の自主原則および自主基準として設けられたのが「多国籍企業ガイドライン」だ。同ガイドラインは、OECD加盟国と非加盟国を含む36カ国の政府によって支持されており、それらの国で、またそれらの国を本拠として事業展開するMNEに対する勧告として提供されている。この勧告は「開発課題」に対するアプローチと考えることもできる。「開発課題」とは、技術移転、人的資本管理の実践、透明性と競争の確立といった現在、国際社会の中で審議されている分野を扱っている。また民間企業は、国内の環境、労働、保健衛生基準などからの特別免除を求めるべきではない。

また、MNE自身が行動規範を策定することもある。

MNEは、経営方針や行動規範を表明することで、一般からの懸念に対応する試みを続けてきた。これらは、商業倫理や法の遵守における様々な領域での企業の責任を約束するものである。またその実践を目標とした管理制度が策定されるとともに、標準的管理制度も数多く作られてきた。「多国籍企業ガイドライン」は、これら企業が表明した計画を支援し、さらに多くの企業を開発における模範行動に駆り立てるために、政府や業界団体、その他の利害関係者によって活用されている。

#### d) 国際協力の重要性

国際協力は、常に高い重要性を持っている。

国際機関を通じてであれ、二国間合意を通じてであれ、国際協力はFDIに関わる被投資国、投資国、MNEの（前述した点における）努力を支援し強化できる。投資国、あるいはより広義に先進国について言えば、先に説明した政策行動は一国が独行しても容易には実現できないという点で、国際協力が価値を發揮する。また、被投資国が実行しなければならない政策措置はすでに論じた通り膨大で、多くの貧しい国にとっては国力を超えている。このため、技術的支援や受け入れ能力の構築を目標とした措置による、他国あるいは国際組織からの援助が必要となる。

特に、受け入れ態勢を構築するうえで、国際協力は重要な機能を果たす。

受け入れ態勢の構築を国際協力の優先課題とした「ドーハ宣言」および「モンテレイ宣言」の意図を汲み取ったうえで、国際組織とそれに関連した国家機関では、国際投資、なかでも特にFDIに関するニーズを慎重に評価しなければならない。受け入れ能力を高めるための措置は、開発途上国が次に挙げるような課題に取り組むうえで、必要な支援を提供することに焦点を当てたものとなる。その課題とは、サプライヤー側が抱える一般的な問題の解決、FDIに関した幅広い政策の策定と導入、外国投資に絡む国際条約や国際合意について交渉し、それを導入するための特別な枠組み作りなどである。

これらの努力に貢献する機関として、OECDは重要な地位を占めている。

OECDの中心的な責任は、受け入れ態勢構築および投資の国際協力手段を持つ加盟国が、それぞれの経験を共有する場として機能するという点にある。その手法として特徴的なものは、FDI政策に関して長く培われてきたベンチマーク方式による実績評価、異なる視野や文化を持つ各国政府からの勧告、そして監督システムに基づく、ピアレビュー・プロセスを多くの場面で採り入れていることだ。

OECDだけでなく、複数の国際機関が協

こうしたアプローチが成功するかどうかは、受け入れ態勢構と技術支援のためのリソース活用における協調のためのメカニズムにかかっている。課題は多

調しなければなら  
ない。

く、単独で開発途上国のニーズに応えられる組織は 1 つとして存在しない。これはつまり、投資および援助関係機関のさらなる協力が必要であることを意味するとともに、援助機関の現場担当者に対する組織的な支援を通じて、投資や受け入れ態勢作りの行動に対する幅広い参加を求めていく必要があることを示唆している。また、これらの高度な協力体制は、国際機関が本部と現場の両方のレベルで、投資受け入れ態勢の構築に高い優先順位を置くことを前提条件としている。

---

This *Overview* is the translation of excerpts from :  
*Foreign Direct Investment for Development: Maximising  
Benefits, Minimising Costs*

© 2002, OECD.

Publications are available for sale at the OECD Paris Centre: 2,  
rue André-Pascal, 75775 Paris Cedex 16, FRANCE and at  
[www.oecd.org](http://www.oecd.org).

*Overviews* are available for free  
on the OECD Online Bookshop  
at [www.oecd.org](http://www.oecd.org).

The *Overviews* are prepared by  
the Rights and Translation unit,  
Public Affairs and  
Communications Directorate.

email : [rights@oecd.org](mailto:rights@oecd.org)  
Fax: +33 1 45 24 13 91



© OECD 2002

Reproduction of this *Overview*  
is allowed provided the OECD  
copyright and title of the  
original publication are  
mentioned.